

## 能力開発センターに関する内規

### 第 1 条 目的

日本の船舶海洋産業発展の根源は技術であり、今後日本の船舶海洋産業の技術競争力を維持発展させて行く立場から、学会員である船舶海洋技術者・研究者の能力向上に関わる下記各項目に記載した活動を中心に学会として主体的に推進する役割を持つ能力開発センターを設置する。

### 第 2 条 組織

1. 本センターにセンター長および副センター長を置く。センター長、副センター長は理事会の承認を経て会長が委嘱する。任期は 2 年とし、重任を妨げない。
2. 本センターに能力開発センター運営委員会、技術者資格支援委員会、CPD 委員会、大学教育等支援委員会を設ける。
3. センター長、副センター長、関係委員会の委員は本会の会員とするが、特別な場合理事会の承認を経て非会員に委員を委嘱することも可とする。

### 第 3 条 能力開発センター運営委員会

1. 船舶海洋分野の技術者に係る環境を改善するための方策を、関係委員会、各支部、関係団体と連携し企画・立案・実行する。
2. 本会の研究委員会、研究会、支部ならびに関係団体等と協力連携し、以下の事項を企画・運営・実行する。
  - ・船舶海洋技術者への教育活動（日本造船工業会・中小型造船工業会との共催の「社会人教育」など）
  - ・船舶海洋技術者の能力開発の支援活動（講演会および研究集会との連携等）
  - ・能力開発イベントの会員への周知
3. センターの統括、運営、予算管理などを行う。
4. 委員長・副委員長を置き、それぞれセンター長・副センター長が務める。委員は、下記の各委員会の委員長および本委員会が推薦した者から構成され、理事会の承認を経て会長が委嘱する。任期は 2 年とし、重任を妨げない。

### 第 4 条 技術者資格支援委員会

1. 「技術士」など、技術者資格の取得を支援するための活動とその運営を行う。
2. 委員長、副委員長、委員を置き、理事会の承認を経て会長が委嘱する。任期は 2 年とし、重任を妨げない。

### 第 5 条 CPD 委員会

1. 船舶海洋技術者の CPD(Continuing Professional Development、継続能力開発)を支援するため、関係学会と連携し CPD システムを構築し運営する。また、APEC エンジニアに関する学会の対応窓口として機能する。

2. 委員長、副委員長、委員を置き理事会の承認を経て会長が委嘱する。任期は2年とし、重任を妨げない。

#### 第6条 大学教育等支援委員会

1. 大学における船舶海洋分野の教育を改善するための支援を行う。また、日本技術者教育認定機構(JABEE: Japan Accreditation Board for Engineering Education)の活動に対応する。
2. 委員長、副委員長、委員を置き理事会の承認を経て会長が委嘱する。任期は2年とし、重任を妨げない。